

# 鎌倉市屋外広告物条例骨子（案）へのご意見を募集します

## ✚ 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。



鎌倉市では、これまで「神奈川県屋外広告物条例」で定められた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等の基準により、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止に努めてきました。

この度、本市の実情に合わせた、まちの安全・活性化に資する「鎌倉市屋外広告物条例」の制定に向けて、骨子案に対する意見を募集します。骨子案は、市役所本庁舎3階の都市景観課窓口及び市のホームページでご覧いただけます。

なお、本件は鎌倉市意見公募手続条例に基づく意見公募（パブリックコメント）ではありません。

## ✚ 意見の募集期間

令和3年(2021年) 1月18日(月) ~ 令和3年(2021年) 2月17日(水)

## ✚ 意見の提出方法・提出先

- 下記の宛先へ、電子メール、郵便でお送りいただくか、直接お持ちください。  
※電話または口頭によるご意見は、正式な意見公募としてはお受けできません。
  - 電子メール [keikan@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:keikan@city.kamakura.kanagawa.jp)
  - 郵便・持参 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市都市景観部都市景観課(本庁舎3階)
- 意見提出の様式は自由ですが、裏面をご利用いただくと便利です。
- 任意書式で提出される場合には、住所、氏名(法人等の団体の場合には、所在地、団体名及び代表者氏名)、連絡先(電話番号・電子メールアドレス等)を記載してください。
- ご連絡先の情報は、頂いたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用します。

## ✚ 提出期限

令和3年(2021年) 2月17日(水) 必着

## ✚ 提出できる方

- 市内に住所を有する方
- 市内の事務所又は事業所に勤務する方 / 市内に事務所又は事業所を有する方
- 市内の学校に在学する方
- 市に対して納税義務を有する方
- この事案に関し利害関係を有する方

## ✚ 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。  
ご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

## ✚ お問い合わせ（事務担当）

鎌倉市 都市景観部 都市景観課（都市景観担当） 飯田・齋藤 ☎0467-61-3477（直通）

# 鎌倉市屋外広告物条例骨子（案）に対する意見用紙

【募集期間】 令和3年(2021年)1月18日(月)～令和3年(2021年)2月17日(水) 必着

【宛 先】 鎌倉市 都市景観部 都市景観課（都市景観担当）

住所(所在地)	
氏名 (法人等の場合、団体名 及び代表者名)	
連絡先	電子メール
	電話番号
区分 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対して納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に関し利害関係を有する方
【意見記入欄】 ※欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいても構いません。	